

令和7年3月31日

平川市告示第61号

平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 移住者が不安を抱える冬期間の運転について支援することで、本市における移住者の市内定着を促進するとともに定住人口の増加を図るため、運転免許の取得及び運転技術の向上に取り組む移住者に対し、予算の範囲内において、平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許 道路交通法（昭和35年法律第105号、以下「法」という。）第84条第3項に規定する普通自動車運転免許をいう。
- (2) 安全運転講習 運転免許を取得済みの者が自動車教習所で受講するペーパードライバー講習をいう。
- (3) 移住者 資格認定の申請日において、5年以上本市の住民基本台帳に記録及び居住実態がない者、または本市の住民基本台帳に登録された日以前5年以上住民登録及び居住実態がない者で、県外から転入後1年以内の者をいう。
- (4) 自動車教習所 法第99条に規定する指定自動車教習所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、1世帯あたり1名に限る。

- (1) 移住者であって、かつ、申請日時点で65歳以下の者。
- (2) 市内の自動車教習所を卒業し、運転免許を取得した者。または市内の自動車教習所にて安全運転講習を受講した者。

- (3) 資格認定申請日から5年を超える期間において、本市に居住する意思がある者。
- (4) 補助対象者及びその世帯員が市税等を滞納していないこと。
- (5) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等でない者。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内の自動車教習所における運転免許取得のための教習または安全運転講習の受講に要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車教習所の入学料、教習料及び受講料
- (2) その他免許交付等に係る経費で市長が認めるもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる各号に定める額とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 運転免許取得 補助対象経費を合算した額の2分の1以内の額とし、上限を150,000円とする。
- (2) 安全運転講習 補助対象経費を合算した額の2分の1以内の額とし、上限を10,000円とする。

（補助対象者の資格認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金資格認定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による資格認定申請を受けたときは、その内容を審査し、資格認定の可否を決定し、平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金資格認定（不認定）決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

（補助対象者の交付申請）

第7条 申請者は、補助事業完了後、かつ前条第1項の申請日から1年以内に、平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金交付申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (2) 運転免許を取得した者にあつては、取得した運転免許証の写し、またはマイナンバーカードと運転免許証を一体化した者にあつては、免許証に記録された運転免許情報が分かるものの写し
- (3) 申請者及び世帯員の直近年度の納税証明書または非課税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる書類は、市の公簿により確認可能かつ個人情報の確認に同意する場合に限り、省略することができる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定（以下、「交付決定等」という。）を行い、平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定等の通知を受けた者が補助金の交付を請求するときは、平川市移住者運転免許取得等支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定等の全部または一部を取り消すことができ、既に補助金が支給されているときは、返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条各号に該当しないと認めたとき。
- (3) 交付申請日から5年以内に市外に転出したとき。
- (4) 規則またはこの告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しまたは返還を命ずるときは、平川市移住者運転免

許取得等支援事業補助金取消兼返還通知書（様式第6号）により交付決定者に通知しなければならない。

（報告等）

第11条 市長は、補助金の交付決定の前後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告または書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年3月31日平川市告示第61号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。